

東日本大震災

から10年 ~二弁の取り組みを振り返る~

第二東京弁護士会災害対策委員会

委員 中野 明安 Akiyasu Nakano (43期)

東日本大震災から10年が経ったということで、二弁が東日本大震災に伴う問題にどのように取り組んでいたか、発災当時、私は、二弁副会長で災害対策担当であったので、当時からこの10年間の取り組みについて、記憶を呼び戻して記してみたいと思います。

2011年3月11日、午後2時46分、私は、霞が関の弁護士会館にいました。平成22年度副会長として残すところ半月ほどの任期を全うすべく、次年度執行部の先生方との協議をしていた際に、弁護士会館が大きな揺れに襲われました。震度5強、という揺れでしたが、それが非常に長い。どこかで大きな地震があったのだと思い、8階にあるテレビをつけ刻々と流れる東北地方の津波等の被災状況を目の当たりにすることとなりました。弁護士会館内では非常階段の壁面等に多数のひび割れが生じ、エレベータが緊急停止し、日比谷公園には厚労省等の職員が避難している様子が見られました。私は、日弁連から呼び出しを受けて、宇都宮健児日弁連会長(当時)から、「中野さん、こういうときには対策本部を立ち上げるんでしょ」と言われ、逆にハッとさせられたものの「そのとおりです。早速立ち上げてください」とお願いした記憶があります。

二弁でも当日から、対策本部の設置をすることを検討していました。ただ、東京三会では、災害対応について三会で分担して取組むとの協定があり、当該年度は第一東京弁護士会が担当会であったため、一弁の考えを確認することとしました。結果、被災地は東北であり、東京周辺ではないので、対策本部の設置は不要との考えが示されました。二弁の栃木敏明会長(当時)は、それでも本部設置は必要であると感じており、東京三会での対策本部設置ができないのであれば、二弁だけでも対策本部を設置しよう、ということで、二弁の理事者室の隣の会議室にホワイトボードを持ち込み、対策本部を設置しました。

その後、3月30日、一弁も再度検討をされ、東京三会で対策本部が設置されることとなり、次年度となる4月1日以降は担当会となった二弁が中心となり、東京三会での震災対応の取り組みが開始されました。

…その後の1年間の活動については、東京三会が作成した記録冊子である『東日本大震災—東京三弁護士会の活動記録—』に詳しく掲載されているので、それをご覧いただきたいと思います。

目次を見るだけでも、

- 第1章 東日本大震災と東京三弁護士会
- 第2章 東京三会復旧・復興本部
- 第3章 都内避難者相談プロジェクト
- 第4章 多摩地区における避難者相談プロジェクト
- 第5章 被災地における相談プロジェクト
- 第6章 災害復興まちづくり支援機構との連携プロジェクト
- 第7章 電話相談プロジェクト
- 第8章 原発問題プロジェクト
- 第9章 特別相談プロジェクト
- 第10章 その他

と非常に多方面にわたり、目配りの利いた取り組みがなされていたことが分かります。二弁の個別の取り組みについても、平成23年度の東日本大震災担当副会長の中山ひとみ先生がしっかりと記されています。前述のとおり、当年度は対策本部(正式名称は東京三弁護士会東日本大震災復旧・復興本部)の担当会が二弁であったことから、担当会として責任のある取り組みを行う必要があるということで、同震災に対応するための予算についても1億円の特別会計を組んだこと、震災担当の嘱託弁護士を3名選任し、関係機関との会議に出席していたこと、研究・企画などの業務を種々行ったこと、相談会における相談担当弁護士の派遣割当て、相談カードの管理等の事務や人事配置をしていたことが記されています。…今、この記録を読み返してみても、当時「東京の弁護士がこの大災害時に何もしなかった、では申し訳なさすぎる」との檄が飛び状況下で、手探りではありましたが、躊躇することなくしっかり取り組んでいたことを思い出しました。

以上のとおり、10年の総括の最も重要な1年目の取り組みは当該記録冊子に譲ることとしたいのですが、二弁(及び東京三会)の活動は、その後も着実に実施されましたので、以降は、1年目から本日まで、私が心に残る二弁(及び東京三会)の取り組みを振り返ってみたいと思います。

1. 電話相談、東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト避難所相談から旧赤坂プリンスホテル避難所相談への移行に関する東京都との折衝

福島第一原子力発電所事故が主な理由で特に福島の方々が全国に避難をされ、東京にも多くの避難者が来られました。東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト、旧赤坂プリンスホテルが順次、都内の大規模避難所となり、弁護士会でも当該避難所で相談会を実施しました。土日を含め毎日相談が実施され、この4つの避難所で3月23日から6月30日まで、延べ765名の弁護士（東京三会合計）で623件（東京三会合計）の相談を受けました。初めは「法律相談」と銘打っていましたが、それでは、「法律相談なんてありません」と首を横に振られることが多かったため、「法律」ではなく「なんでも相談」「よろず相談」としました。また、ただ相談デスクで相談希望者を待つのではなく、積極的にこちらから語りかけよう、雑談から始めよう、ということで喫煙所に赴いたり、チラシを配って話の契機にしたり、と工夫を重ねました。

その他、都内避難所相談の開設で記憶に残ることは、やはり旧赤坂プリンスホテル避難所相談への移行に関する東京都との折衝です。東京都が管理している避難所での相談会の開催ですので、東京都の了解を得るべく何回も連絡をしていたのですが、東京都は非常に消極的でした。東京ビッグサイトなどでも相談会を実施してきた、ということの説明してもダメでした。東京都としてはホテル館内への外部者（避難者以外）の入館を厳重に制限したいという考えでした。つまり、旧赤坂プリ



旧赤坂プリンスホテル避難所での相談会場風景(2011年5月)

ンスホテルでは、その個室を開放して避難者の避難所としていたので、それぞれの避難者がホテルの個室に入ってしまうと全く状況が把握できない、そのような状況で「外部の不審者」にホテル内を行き来されてしまうと非常に問題である、ということでした。東京都の考えも理解はできますが、そのような認識を背景としての協議でしたので、もちろん、東京都は「いや、あなた方を不審者と言っているのではなく、弁護士さんが入館可能なのに、なぜ私たちがダメなのか、という他の団体からの申入れに対して拒否する理由が説明できないからだ」と説明されていましたが、いずれにせよ平行線でした。結局、この協議が平行線で終わりになりそうなときに、東京都と親しくされている中林一樹先生（明治大学大学院特任教授）が、災害復興まちづくり支援機構（東京三会が発起人となり、在京の士業団体に呼びかけて2004年11月に設立した士業連携の被災者支援団体）の代表委員をしていること、弁護士会もその構成メンバーとして、今回の相談会を実施をしたいと考えていることを説明したところ、翌日にはあつという間に相談会の実施が認められることとなり、その後2011年6月末まで相談会を実施することができるとなりました。関係諸機関との信頼関係の重要性を強く認識したエピソードの1つです。

2. 福島での相談活動についての福島会との折衝

東京都内での取り組みのほかに、二弁では、福島での避難所であるビッグパレットふくしま等の被災地での相談活動についても相談担当者を派遣していました。ここで被災地弁護士会である福島県弁護士会と支援弁護士会である二弁との間で、被災者支援に関する意見の食い違いが見られました。福島会でも、被災者支援への取り組みは真剣なものでしたし、二弁も同様でしたが、相談を担当する弁護士の数が足りているのか、不足しているのか、福島会と二弁との間で考えが調整できずにいました。

この状況については、当時の役員の先生方が非常にご苦勞されたのであって、私が評釈することは適切ではないと思いますが、このような意見の食い違



岩手県大船渡市の津波により被災した市街地の風景(2011年12月)

いは、支援を受ける側と支援をする側でコミュニケーションをしっかりと行うことにより、考えの相違を埋めるしか手立てがないのだろうと思います。そして、どちらも真剣なため、相違点を埋めることにより被災者支援は必ずや有益なものとして実現されるものと思います。その上で、今後起こると予測されている首都直下地震で日本全国から支援をしていただくこととなる東京の弁護士会である二弁としては、「支援を受ける能力(受援力)」についてしっかりと準備しておくことが必要です。1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災においては、大阪の弁護士の支援に対して神戸の弁護士が「仕事が持って行かれるのでは?」という不安を持ったと伺いました。そのような心配をすることなく、しっかりと支援を受けられる方法を確立しておく必要があると思います。

3. さわやか福祉財団との連携

東京都内の大規模避難所は2011年6月末で完全閉鎖をしました。そして、それ以降は、避難者は災害仮設住宅(借り上げ住宅)などに移り、避難を継続することとなりました。これまでは避難所に赴けば避難者がいて、ニーズなどを確認できていたのですが、災害仮設住宅(借り上げ住宅)に入ってしまうと、誰がどこにいるかすら分からない状況となりました。もちろん、弁護士会としては避難者を管理している東京都に被災者支援を実施するための情報提供を求めましたが、個人情報ですから回答できないと断られました。その代わりに、東京都が避難者に対して情報提供をする資料を郵送する際に、弁護士会からの資料も同封し

てくれる、ということでした。ただ、それだけでは、やはり被災者支援としては万全ではないだろう、ということで、旧赤坂プリンスホテル避難所にて合同で相談会を実施していたさわやか福祉財団との連携を試みました。同財団は、補助事業として被災者支援活動を東京都に申請して、助成金を得ながら被災者への情報提供、悩み事相談などを実施する計画でした。私は、災害復興まちづくり支援機構の事務局長として同財団に対して連携できないか相談したところ、同財団としても弁護士会との連携を希望されました。支援事業としては単なるサロンの場の提供では認められず、情報提供など被災者・避難者にとって「意味のある場」であることが求められていたそうです。そのために法律相談、支援制度の説明などを併設することが同財団の実施する支援事業にも必要だったのです。私と同財団の担当者はほぼ毎日連絡を取り合い、都内ホテルの会場でのイベント開催などを次々と決めて行き、被災者支援を継続できました。

…そうなのです。避難者の連絡先は、同財団では東京都から支援事業に必要な情報として提供されていたのです。私は、そのとき同財団のことを心の底から羨ましく思いましたし、弁護士会も東京都から信頼され、情報提供される存在でありたいと感じたものでした。さわやか福祉財団との連携活動は6回ほど実施されたものと記憶しています。

4. 富岡町のまちづくり協議会への参加

災害復興まちづくり支援機構のメンバーから、富岡町の復興まちづくり協議会をビッグパレットふくしまで開催するので、弁護士会からも参加してもらえないか、との打診がありましたので、私が5回ほど参加しました。被災地である富岡町が主催し、富岡の町民が同町を復興する際の「復興ビジョン」や「復興の手順」などを検討する機会でした。30人くらいの町民が5つくらいのグループに分かれ、学者や技術士、まちづくりの専門家などが支援者として寄り添い、グループワークを実施して、それぞれ協議を尽くして、「どのような町に復興させたいか」という目標設定を行っていました。私が「東京から支援に来ました弁護士です」と挨拶

をしたところ、被災住民である参加者から「弁護士なんて何の役にも立たない」と一蹴されました。私は予想していたとはいえ、さすがにショックでした。確かに法律がどうのこうのという場面ではなく、どう生き残るか、どう生活を立て直すか、どう町を復興させるか、という議論ですから、そのように思われるのも無理はありません。私も「法律でできること、できないこと、法律を作ること、改正することにより皆さんのお役に立てることがあるかも知れません。是非、何でも相談してください」と返答したのを覚えています。自信喪失をした覚え（もちろん、大した自信もありませんでしたが）があります。もっと準備してから伺えばよかったですと少し後悔していました。第5回の最終回までには、多くの皆さんと顔見知りになり、また、復興ビジョン、復興計画（素案）ができ上がり、富岡町の再建が楽しみになりました。

5. 岩手県大船渡市碁石地区の復興まちづくり協議会への参加

これは災害復興まちづくり支援機構としての取り組みです。東京からの弁護士は、日向先生（東弁）、安藤先生（東弁）、横山先生（二弁）、そして私が参加しました。2011年12月から当初は2週間に1回、その後は基本的に毎月1回、大船渡市碁石地区のコミュニティセンターで被災した碁石地区の住宅復興、町の産業の復興施策を検討しました。弁護士のほかに建築士、技術士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、中小企業診断士、行政書士、学者が支援者として参集しました。弁護士としての役



岩手県大船渡市碁石地区の高台（集団）移転のまちづくり完成式典（2017年5月）

割は、まちづくりに関する法律や助成制度の説明などを考えていましたが、現実的には「被災ローン減免制度」についての説明や、被災者からのよろず法律相談を実施することとなりました。協議会に参加している被災者の方から「中野さん、私たちは難しいことを知りたいのではないのです。自分たちが以前の生活を取り戻すために、後いくらくらいお金が必要なのか、それだけなのです」と言われたことがとても心に残りました。

どの士業の方々もそれぞれの役割を強く認識して、このまちづくり協議会に参加しました。旅費等については内閣府の助成金制度を活用して、また、災害復興まちづくり支援機構の構成団体である弁護士会その他の士業団体から「特別会費」をいただき、賄いました。その結果、産業復興としては、中小企業診断士が精力的に動いて仮設店舗の開店を支援しました。また、私もお願いに行きましたが、日本棋院に働きかけて、大船渡市を「囲碁のまち」（碁石海岸がありますので）として観光の目玉にしようということが決まり、それからはこれまで毎年、プロ棋士を招へいして囲碁大会などを開催する「大船渡 囲碁祭り」が実施されています。また、住宅復興としては、高台移転制度を用いて、被災住民とともに「りあすの丘」という街を完成させ、2017年5月5日に「りあすの丘 街びらき」のセレモニーが開催され、多くの皆さんで街の再興を祝いました。

6. 福島の子どもたちを青空の下で遊ばせる企画

二弁としての大きな支援活動の1つとして、「福島の子どもたちに東京の青空の下で遊んでもらおう」という企画がありました。原発事故・放射能被曝の影響で、校庭で遊ぶことすら難しい状況の子どもたちを東京に招き、楽しく過ごしてもらおう、という企画です。もともとは長野県弁護士会で実施していた企画を「東京でも実施したい、実施すべし」と平成23年度会長の澤井英久先生からご提案があり、企画されたものです。3月末から4月にかけての1泊2日で福島の南相馬市の小学生（5/6年生）10数人を招いて、法教育の授業を受けてもらったり、バーベキュー大会やすし握りの体験をして

もらったりし、会社見学、飛行機整備場見学などをしたり、代々木公園で追いかけっこなどをしたりしました。楽しそうに取り組んでくれた子どもたちに感謝しています。災害対策委員会と法教育に関する委員会とのコラボで実施することになっていましたが、誰がどう見ても、法教育の委員会の先生方に大幅にお世話になってしまっていた企画です。この企画は、子どもたちに向けた支援であると同時に、普段復興や子育てに追われる親に対する支援の目的もありました(2015年度・2017年度実施)。

7. その他

その他、東京三会は、2011年8月から始まった原発ADRの調査員、仲介委員を多く輩出して、避難者、被害者の救済に必要な制度の運営支援をしました。制度の設計については当会の鈴木五十三会員や出井直樹会員が重要な役割を担ったと伺いました。また、二弁独自には毎年互助会の企画として被災地ツアーを実施しています。気仙沼市から始まり、飯舘村やいわき市など様々な被災地を訪問し、現地の皆さんのお話を聞き、被災者支援を誓い、また、楽しい懇親をさせていただいています。なお、これらの活動は現時点でも継続していますが、紙面の都合で多くを記せません。

8. 終わりに

まだまだ、書き足りないくらいですが、紙面の関係でそろそろまとめです。東日本大震災から10年の節目を機会として、私は、二弁会員の先生方には東日本大震災の被災者支援活動について長期にわたり支援をしていただいたことに感謝をしたいと思います。そして、それとともに「二弁も、二弁会員も東日本大震災に対して、このように活動してきたんですよ」ということを若手会員の皆さんに知ってもらいたいと思っています。

今、日本はコロナ禍で大変なときです。コロナ禍も災害です。二弁は、2017年に災害対策委員会が設置され、これまでの東日本大震災の被災者支援の経験が様々な二弁の取り組みにいかされています。例えば、二弁業務継続計画(BCP)を策定したり、サバイバルカードを作ったり、新潟県弁護士会との共助協定に基づく活動を行ったり、令和元年豪雨災害に関する支援活動をしたり、などです。そして、それらの取り組みがこのコロナ禍でもいかされていると思います。今後の活動はこれまでの取り組みの延長線上にあります。これまでの経験を若い会員に伝え、そして引き継ぎ、発展させていっていただけるよう、応援をし、期待をしながら見守りたいと思います。もちろんまだまだ私も頑張ります。📌



二弁互助会による被災地訪問ツアー(飯舘村)(2017年9月)